

平成31年度子ども・子育て支援新制度へ移行した私立幼稚園・
認定こども園（1号認定）保育料基準額表（月額）

（単位：円）

階層	定 義		第1子	第2子	第3子以降	
1	生活保護世帯		0	0	0	
2	市民税所得割非課税世帯及び養育里親等の世帯	要保護者等世帯	0	0	0	
		要保護者等世帯以外の世帯	3,000	0	0	
3	市民税課税世帯であってその所得割の額が次の区分に該当するもの	77,100円以下	要保護者等世帯	3,000	0	0
			要保護者等世帯以外の世帯	10,100	5,050	0
4		77,101円以上 211,200円以下	13,800	6,900	0	
5		211,201円以上	17,000	8,500	0	

（備考）

1 4月から8月までの保育料月額は、前年度分の市民税所得割課税額をもとに、9月から翌年3月までの保育料月額は、当該年度分の所得割課税額をもとに決定します。

2 要保護者等世帯とは、次に掲げる世帯をいいます。

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養している世帯

(2) 次に掲げる者の属する世帯

ア 身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当の支給対象児童

オ 国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者

(3) 生活保護法に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると市長が認めた世帯

***年度の途中で、該当世帯となった場合は、申請のあった翌月からの適用となります。**

3 階層1から階層3は、多子計算における年齢制限を撤廃しています。

4 階層4と階層5は、小学3年生以下の範囲で、最年長の子どもが園児の場合「第1子」、最年長の子どもから2番目の子どもが園児の場合「第2子」、3番目以降の子どもが園児の場合「第3子以降」とします。

5 保育料の他に、施設が定める費用及び給食費等の実費徴収費用は施設ごとに異なります。

具体的な内容については、各施設にお問い合わせください。